

事 務 連 絡

平成 2 7 年 1 0 月 9 日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所

総務・給与担当室長

特別支援学級担当(解任)に係る給料の調整額支給調書について

標記の件につきまして可否判定を行いましたので送付いたします。給与報告後、給与明細書により給料の調整額が支給されているかを御確認ください。

なお、「特別支援学級担当(解任)に係る給料の調整額支給調書」の提出については、事実の生じた日後 1 5 日以内に2 部御提出いただくこととなっておりますので御留意ください。(平成 2 7 年 3 月 1 8 日付 東教第 2 0 2 2 号参照)

東 部 教 育 事 務 所

総務・給与担当 吉川

電 話 048-737-2727